

野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例 (案)の概要

1 条例改正の主旨

太陽光発電設備については、現在においても年間に50件、面積合計で10ヘクタール程度の設置が行われており、事業者によっては住民とのトラブルも発生している状況です。

ゼロカーボンシティを推進する市としては、二酸化炭素削減に向けた取組として太陽光発電設備を使用した再生可能エネルギーの導入を否定するものではありませんが、地域住民等の生活との調和を図り、トラブルを未然に防止するため、太陽光発電設備の適切な設置等の誘導を目的として、「野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を制定し、平成31年4月1日から施行しました。

本条例では、市内において増加していた民間事業者による無秩序な太陽光発電設備の設置による災害の発生、生活環境の悪化、豊かな自然環境や魅力ある景観の破壊を防止するため、太陽光発電設備の設置前に届出を行わせることとしています。

また、当初条例では住民説明会を地域住民等からの要請があった場合のみ開催することとしていましたが、地域住民等からの問合せ等が多かったこと、また、地域住民等の皆様に事業を十分理解していただいてから実施するよう開催を義務付けるとともに、事業終了後に太陽光発電設備の適切な撤去及び廃棄が行われるよう、廃棄等費用の積立に係る事業計画書の提出を施行規則に定め、令和3年3月に改正を行い、同年4月1日から施行しました。

このように規制を強化してきましたが、冒頭に記載のとおり、太陽光発電設備の設置は増え続け、これに対する不安の声や問合せが続いており、他にも、事業者の破綻などにより太陽光発電設備が放置されることで、環境及び景観の悪化や、土台等の劣化によりパネルが強風にあおられ飛散するなどの危険性に対する懸念から、土地所有者等からの相談も出てきています。また、これまで民間事業者による太陽光発電設備の導入を後押ししてきた国では、太陽光発電設備を巡り、太陽光発電設備の

設置後に土砂が流出するなどのトラブルが発生していることを受け、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法を改正し、地域と共生した再生可能エネルギーの導入のための規律の強化等を措置しており、また、地域において発生したトラブル等の実態調査を進め具体的な状況を把握した上で防止策を検討することです。

このような状況から、事業者に対しては、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観を保全する責務を認識させ、許可制の導入により設置基準、管理基準等を遵守した事業を行うよう更なる指導を行い、また、土地所有者に対しては、後々のトラブルを防止するための規定を追加するとともに、土地所有者は事業終了後における太陽光発電設備の除却等を最終的に行わなければならないことを責務として規定することとし、題名を「野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」として「野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」の全てを改正することとしました。

2 主な改正後の内容

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ることを目的とする。

本条例の目的として、事業者が太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理を行うよう、遵守すべき基準等や地域住民等との調整について定め、これに適合する太陽光事業として許可をした場合に限り実施できることとすることで、適切に事業が行われ、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ることを規定します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

本条例において使用する用語について定義するものです。

(1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根若しくは屋上又は壁面に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。）をいう。

本条例における太陽光発電設備の定義は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備と規定します。なお、建築物の屋根若しくは屋上、又は壁面に設置するもの、送電に係る電柱等を除きます。

(2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業（盛土、切土等の土地の造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。）をいう。

本条例における設置事業の定義は、太陽光発電設備の設置に伴って行う盛土、切土等の土地の造成並びに立木及び竹木の伐採を含めた、太陽光発電設備を設置するために行う事業と規定します。

(3) 発電事業 太陽光発電設備による発電その他の太陽光発電設備の維持管理を行う事業をいう。

本条例における発電事業の定義は、太陽光発電設備を使用して行う発電及び太陽光発電設備の適切な維持管理のために行う事業と規定します。

(4) 事業者 設置事業又は発電事業（以下「太陽光事業」という。）を行う者をいう。

本条例における事業者の定義は、設置事業又は発電事業を行う者と規定します。なお、以下の条文では「設置事業又は発電事業」を一括して「太陽光事業」と呼びます。

(5) 事業区域 太陽光事業を行う一団の土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含む。）の区域をいう。

本条例における事業区域の定義は、太陽光事業を行う一団の土地の区域と規定します。なお、事業区域には太陽光発電設備に附属する管

理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地も含まれます。

(6) 地域住民 事業区域を含む自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。）の区域に居住する者をいう。

本条例における地域住民の定義は、事業区域が含まれる自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。）の区域に居住する住民と規定します。

(7) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。

本条例における近隣関係者の定義は、事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者と規定します。

（抑制区域）

第3条 市長は、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が特に必要な区域を抑制区域として指定するものとする。

市長は、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が特に必要な地区を抑制地域として指定することを規定します。なお、抑制区域は規則において野田市全域を指定します。

（適用範囲）

第4条 この条例の規定は、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備に係る太陽光事業について適用する。

改正前は、発電出力が30キロワット以上の太陽光発電設備を使用して行う太陽光事業を対象としていましたが、住宅地等の中にある小規模の敷地において太陽光事業を実施している事例があり、周辺の住宅等への影響も大きいことから、本条例の適用は、発電出力が10キロワット以上のものとします。

（市の責務）

第5条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要

な措置を講ずるものとする。

市は、本条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう、必要な措置を講ずることを市の責務として規定しています。

(土地所有者等の責務)

第6条 第3条に規定する抑制区域（以下「抑制区域」という。）内の土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者は、太陽光事業を行うことを予定する者に対し土地を提供しようとするときは、当該者が災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じようとしていることを確認し、これらが確認できない場合には、当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

抑制区域内の土地所有者等はその所有等をする土地について、太陽光事業を行うことを予定する者に土地を貸借等により提供しようとするときは、その太陽光事業を行おうとする者が災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じようとしていることを確認し、これらが確認できない場合には、当該土地を提供することのないよう努めなければならないことを、土地所有者等の責務として規定します。

2 抑制区域内の土地の所有者は、事業者が、発電事業を終了した場合、太陽光事業を廃止した場合又は太陽光事業の中止を命じられた場合において、当該事業区域について太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じないときは、当該事業区域について太陽光発電設備の除却その他必要な措置を講ずる責務を有する。

事業者が、発電事業を終了した場合、太陽光事業を廃止した場合又は太陽光事業の中止を命じられた場合は、当該事業で使用した太陽光発電設備の除却等が必要になりますが、事業者が除却等の必要な措置を行わない場合は、土地の所有者は除却等を実施する責務を有するこ

とを、土地所有者の責務として規定します。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者（以下「地域住民等」という。）との良好な関係を保たなければならない。

事業者は、太陽光事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民等との良好な関係を保たなければならないことを、事業者の責務として規定します。

2 事業者は、太陽光事業を行うことを予定する者に対し太陽光事業を譲渡しようとするときは、当該者が災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じようとしていることを確認し、これらが確認できない場合には、当該太陽光事業を譲渡することのないよう努めなければならない。

事業者が実施中の太陽光事業を他者に譲渡する場合は、適切な太陽光事業が維持されるよう、その太陽光事業を行おうとする者が災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じようとしていることを確認し、これらが確認できない場合には、当該太陽光事業を提供することのないよう努めなければならないことを、事業者の責務として規定します。

(太陽光事業に係る事前相談)

第8条 抑制区域内の土地を借りて太陽光事業を行うことを予定する者及び当該土地の所有者は、当該土地に係る契約を締結する前に、市長に相談しなければならない。

抑制区域内において土地を借りて太陽光事業を行うことを予定する者が、太陽光事業を行おうとする土地の所有者に対して、場合により土地所有者の責務として太陽光発電設備の除却等必要な措置を講じる責務が発生する可能性があることについて説明を行い、土地の所有者

がそれに同意していることを確認することで事後のトラブルを防止するため、当該土地に係る契約を締結する前に、太陽光事業の実施を予定する者と当該土地の所有者は、市と事前相談を行わなければならないことを規定します。

2 前項に規定する土地の所有者は、同項の規定による相談においてこの条例に規定する土地の所有者の責務を十分に認識した上で、その履行に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

事前相談を行った土地の所有者は、本条例に規定される土地所有者の責務について説明を受け、また、その上であっても、当該土地に係る契約を締結し、太陽光事業を行わせることとした場合は、必要に応じて土地所有者等の責務を履行することの誓約を書面にして、市長に提出しなければならないことを規定します。なお、土地を借りて事業を実施する者の許可条件として、本誓約書の提出が必要になります。

(事業計画に係る事前協議等)

第9条 事業者は、次条第1項の許可又は第12条第1項の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業区域ごとに太陽光事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について市長と協議し、事前協議終了通知書の交付を受けなければならない。この場合において、当該協議に係る事業区域内の土地の所有者は、当該協議に協力するものとし、市長から当該協議への参加の要請を受けたときは、これに応じなければならない。

事前協議は、太陽光事業を行おうとする者が許可申請しようとする太陽光事業について、許可申請の要件の一つである住民説明会を開催する前に、市が事業計画等の内容を確認し、本条例第11条第1項の基準に適合するよう助言又は指導するために実施します。助言又は指導が必要な場合は審査指示書により行い、審査指示事項回答書を提出し市長に報告していただきます。なお、助言等に基づく措置をとることができないと太陽光事業を行おうとする者が判断したときは、同項に規定する許可の基準を満たすことはできないため、事前協議を取り下げていただくこととなります。

協議の結果、条例の基準への形式的な適合を確認できたときは、事前協議終了通知書を交付します。

また、本協議において、太陽光事業の実施を予定する土地の所有者から事情を聴取する必要があると市長が判断し、協議への参加要請を行った場合は、当該所有者も協議に参加しなければなりません。

なお、事前協議終了通知書は条例の基準に適合したことを証明したものではありませんが、太陽光事業を行う場合は近隣住民等からの要望に対して真摯に対応する必要があります。

事前協議を行う際には、以下の書類の提出が必要になります。(施行規則に規定します。)

- ・ 事業計画に係る事前協議書
- ・ 事業計画書
- ・ 事業者及び設置事業において工事を行う者の住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- ・ 事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ・ 事業者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類
- ・ 事業者及び設置事業において工事を行う者が条例第11条第2項第6号に該当しないことを誓約する書類
- ・ 事業区域の位置を示す図面
- ・ 土地利用計画平面図
- ・ 造成計画平面図及び断面図
- ・ 排水計画平面図及び断面図
- ・ 擁壁の背面図及び断面図
- ・ 太陽光発電設備の構造図及び着色した透視図
- ・ 立地環境に関する概要書
- ・ 自ら所有していない土地において太陽光事業を行う場合にあっては、事業者が当該土地を太陽光事業に使用することについての当該土地の所有者の同意書
- ・ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により事前協議終了通知書の交付を受けた事業者

(以下この条において「事前協議終了事業者」という。)は、その交付の日から起算して14日以内の日から次条第1項の許可又は第12条第1項の許可を受けて当該許可に係る設置事業に着手するまでの間、地域住民等に対して事業計画の周知を図るため、当該事業計画に係る土地に規則で定める標識を設置しなければならない。

事前協議終了通知書の交付を受けた事業者は、交付の日から14日以内に、太陽光事業の事業計画について地域住民等に周知するため、標識を設置しなければならないことを規定します。なお、本標識については、本条例による許可を受け、設置事業に着手するまでの間設置する必要があります。

3 事前協議終了事業者(第12条第1項の許可の申請をしようとする者であって当該変更の内容について市長から地域住民等に対する事業計画についての説明会の開催は不要であると認められたものを除く。)は、前項の規定により標識を設置した日から14日以内に、地域住民等の理解を得るよう、地域住民等に対して事業計画についての説明会を開催しなければならない。

事前協議終了通知書の交付を受けた事業者は、標識を設置した日から14日以内に、地域住民等の理解を得るよう、地域住民等に対し、事業計画についての説明会を開催しなければならないことを規定します。

ただし、変更許可の場合であって、市長が事前協議において内容を確認した際に、住民説明会の開催は不要と判断したときは、開催は不要とします。

4 地域住民等は、事前協議終了事業者に対し、規則で定めるところにより、当該事業計画について意見を申し出ることができる。

地域住民等は事前協議終了事業者に対し、太陽光事業に対する疑問等を解消し、不安を低減させるため、当該事業計画について意見を申し出ることができます。

5 事前協議終了事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該申出をした地域住民等

と協議しなければならない。

事前協議終了通知書の交付を受けた事業者は、意見の申出があったときは、当該申出をした地域住民等の太陽光事業に対する疑問等を解消し、不安を低減させるため、協議をしなければならないことを規定します。

6 事前協議終了事業者は、第2項の規定により標識を設置したとき、第3項の規定により説明会を開催したとき、第4項の規定による意見の申出があったとき又は前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

事前協議終了通知書の交付を受けた事業者は、事前協議を行った太陽光事業に関する標識の設置、住民説明会の開催、地域住民等からの意見の申出又は地域住民等から申出のあった意見についての協議に関して、市長に報告しなければならないことを規定します。

報告に当たり必要となる書類は以下のとおりです。

1 標識設置の報告

- ・ 標識設置報告書
- ・ 標識を設置した場所が明示された図面
- ・ 標識の設置の状況及び標識に記載された内容がわかる写真

2 説明会開催の報告

- ・ 説明会開催報告書
- ・ 当該説明会において配布した資料
- ・ その他市長が必要と認める書類

3 地域住民から意見の申出があった場合の報告

- ・ 意見書の写し

4 地域住民から申出のあった意見に対する協議の報告

- ・ 協議状況報告書
- ・ 見解書の写し

(太陽光事業の許可)

第10条 事業者は、抑制区域内において太陽光事業を行おうとするときは、事業区域ごとに事業計画を定め、当該事業区域ごとに

当該太陽光事業について市長の許可を受けなければならない。

事業者が抑制区域内において太陽光事業を行うときは、事業区域ごとに事業計画を定め、当該事業区域ごとに市長の許可を受ける必要があることを規定します。

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）
- (2) 事業区域内の土地の所在、地番、地目及び面積
- (3) 設置事業において工事を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (4) 設置事業を完了したときにおける土地の形状
- (5) 太陽光発電設備を設置する位置
- (6) 設置する太陽光発電設備の構造
- (7) 設置事業の工程計画
- (8) 設置する太陽光発電設備の最大出力
- (9) 太陽光事業の期間
- (10) 自然環境の保護のための方策
- (11) 景観の保護のための方策
- (12) 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (13) 太陽光の反射等による生活環境への被害を防止するための措置
- (14) 前2号に掲げるもののほか、災害、事故等の発生を防止するための措置
- (15) 太陽光事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得に関する計画
- (16) 発電事業における太陽光発電設備及び事業区域の維持管理の計画
- (17) 発電事業における異常又は災害の発生の際の対応の計画
- (18) 発電事業を終了した後の太陽光発電設備の撤去に関する計

画及び撤去費用の積立てに関する計画

(19) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

事業計画に定める事項を規定しています。なお、第19号の規則で定める事項は、次の事項を予定しています。

- ・太陽光事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得の状況
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5号に規定する特定契約又は同法第2条の7第1項に規定する一時調達契約の締結の状況

3 第1項の規定による許可の申請には、当該申請に係る事業区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

許可申請書に添付する書類について規定します。規則で定める書類は、次のものを予定しています。

- ・太陽光事業終了後の太陽光発電設備の撤去に関する確約書
- ・事前協議終了通知書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

(許可の基準等)

第11条 市長は、太陽光事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、前条第1項の許可をしてはならない。

太陽光事業の許可基準について規定します。許可を行うためには全ての要件に該当する必要があります。

(1) 事業区域の周辺地域（以下この項において「周辺地域」という。）における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

許可基準として、自然環境を害するおそれがないことを規定します。規則で定める基準は、次のものを予定しています。

- ・事業区域内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分にとられていること。
- ・事業区域内及び事業区域に隣接する土地に生育する樹木を伐採する

場合は、当該伐採が太陽光発電設備の設置並びに事業区域への進入路及び排水施設等の設置のための必要最小限の範囲のものであること。

(2) 周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

許可基準として、景観を阻害するおそれがないことを規定します。規則で定める基準は、次のものを予定しています。

- ・ 太陽光発電設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和したものであること。
- ・ 事業区域と事業区域に隣接する土地との間に次に掲げる事業区域の面積に応じ、それぞれ次に定める幅の緩衝帯が設けられていること。
 - ア 0.3ヘクタール未満 幅1メートル以上
 - イ 0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満 幅2メートル以上
 - ウ 1ヘクタール以上 幅3メートル以上
- ・ 太陽光発電設備が周辺の道路及び公共空地並びに事業区域に隣接する住宅の敷地から見えないよう低木、目隠しフェンス等の設置による配慮がされていること。
- ・ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第58条第1項に規定する登録有形文化財、同法第109条第1項の史跡、千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号）第4条第1項の千葉県指定有形文化財、同条例第34条第1項の千葉県指定史跡及び野田市文化財保護条例（昭和41年野田市条例第13号）第4条第1項の野田市指定文化財等の景観を阻害しないように配慮がされていること。

(3) 周辺地域において土砂崩れ、^{いっ}溢水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

許可基準として、土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないことを規定します。規則で定める基準は、次のものを予定しています。

- ・ 事業区域内に砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地を含まないこと。
- ・ 事業区域内に地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条

第1項の地すべり防止区域を含まないこと。

- ・事業区域内に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。
- ・事業区域内に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域を含まないこと。
- ・事業区域内に森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の保安林を含まないこと。
- ・事業区域内に河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域を含まないこと。

(4) 設置事業を完了したときにおける事業区域に係る太陽光発電設備を設置した地盤面の高さ、のり面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること。

許可基準として、事業区域の高さ、のり面の勾配、造成面積等の造成計画が、関係法令等の基準に適合することを規定します。

また、規則で定める基準は、次のものを予定しています。

- ・事業区域外において、事業区域への進入路及び排水施設等の設置のため盛土、切土等の土地の造成を行う場合は、当該造成が必要最小限の範囲のものであること。
- ・事業区域内におけるのり面の勾配が、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配を超える場合は、次項第3号に掲げる基準を満たす擁壁が設置されていること。
- ・前2号に掲げるもののほか、造成計画が宅地防災マニュアル（令和元年6月28日国都防第3号）の基準に適合したものであること。

(5) 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基

準に適合していること。

許可基準として、排水施設又は擁壁等の施設が関係法令等の基準に適合していることを規定します。

また、規則で定める基準は、次のものを予定しています。

- ・事業区域内の雨水その他の地表水を排除するために必要な排水施設が設置されていること。
- ・排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たすものであること。
- ・擁壁を設置する場合は、当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条までの規定に、崖面崩壊防止施設を設置する場合にあっては、当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第14条の規定に、それぞれ適合すること。
- ・下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

(6) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。

許可基準として、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令等に適合していることを規定します。

また、規則で定める基準は、次のものを予定しています。

- ・軟弱地盤である場合は、土の置き換え、水抜きその他の必要な措置が講じられていること。
- ・地山と盛土部分との間にすべりが生じないよう段切りその他の必要な措置が講じられていること。
- ・盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講じられていること。
- ・事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されていること。

(7) 周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等

に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

許可基準として、周辺地域における道路、河川、水路等の施設の構造等に支障を来すおそれがないことを規定します。

また、規則で定める基準は、次のものを予定しています。

- ・事業区域は、工事車両等の通行に支障のない幅員を有している道路に接していること。
- ・事業区域は、その区域内に車両等が進入することに支障のない道路に接していること。
- ・大型車の通行等による既存の道路、河川、水路その他公共施設の破損等を防止する措置が講じられていること。
- ・搬入車両の通行に当たり道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の許可を要する場合は、当該許可を受けていること又はその見込みがあること。
- ・道路に近接して太陽光発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう必要な対策が講じられていること。

(8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境への被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。

許可基準として、太陽光の反射、騒音等による生活環境への被害を防止するための措置、近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることを規定します。

また、規則で定める基準は、次のものを予定しています。

- ・事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
- ・太陽光発電設備から発生する騒音及び振動が事業区域及び周辺地域の騒音及び振動の規制基準に適合していること。
- ・発電事業中において、太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。

- ・太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が地域住民等の生活環境への影響を必要最小限とするものであること。

(9) 設置する太陽光発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。

許可基準として、設置する太陽光発電設備が電気事業法等関係法令の基準に適合していることを規定します。

(10) 市の総合計画、環境基本計画、都市計画その他の将来計画に即した事業計画となっていること。

許可基準として、市の総合計画、環境基本計画、都市計画等の将来計画に即した事業計画となっていることを規定します。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

太陽光事業の許可をしない要件を規定します。

(1) 抑制区域内の土地を借りて太陽光事業を行う場合にあっては、第8条第2項の規定による誓約書の提出がなされていないとき。

許可申請の前に、土地を借りて太陽光事業を行う場合に提出が必要な、第8条第2項の規定による土地所有者の誓約書の提出がされていないときは許可してはならないことを規定します。

(2) 第9条第1項の規定による事前協議終了通知書の交付を受けていないとき。

許可申請の前に、市と事前協議を行い、事前協議終了通知書の交付を受けていないときは許可してはならないことを規定します。

(3) 第9条第6項の規定による報告がなされていないとき。

許可申請の前に、標識の設置、住民説明会の開催、地域住民等からの意見の申出又は地域住民等から申出のあった意見についての協議に関して、必要な報告がされていないときは許可してはならないことを規定します。

(4) 事業者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。

確実な太陽光事業の実施及び適正な管理が担保されるよう、十分な資力及び信用があると認められないときは許可してはならないことを規定します。

(5) 事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該事業者の経営に関与している者又は当該事業者の業務に係る契約を締結する権原を有する者をいう。以下同じ。）。次号において同じ。）が第22条第1項（第2号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者であるとき。

適切な事業の実施がなされなかったことにより許可を取り消された者については、一定期間（5年間）を経過するまでは許可してはならないことを規定します。

(6) 事業者又は設置事業において工事を行う者（その者が法人である場合にあっては、その役員等）が野田市暴力団排除条例（平成23年野田市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において単に「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者であるとき。

太陽光事業に関係する者に、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者が含まれるときは許可してはならないことを規定します。

3 市長は、前条第1項の許可に当たり、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

許可基準のほか、太陽光事業の許可に当たり、必要に応じて市長が条件を付することができることを規定します。

なお、条件には事業区域の状況等によるもののほか、以下の項目を付することがあります。

・設置事業

工事期間中の安全対策

建設機器等による周辺への影響の防止
工事車両等による周辺への影響の防止
除草剤散布による周辺への影響の防止
異常又は災害発生時の対応

・発電事業

事業区域の清掃等
除草剤散布による周辺への影響の防止
設置した施設等の維持管理
事業区域への侵入防止
苦情又は要望対応

(変更の許可等)

第12条 第10条第1項の許可を受けた事業者（第3項において「新規許可事業者」という。）は、当該許可に係る同条第2項に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

許可を受けた事業者が、事業計画に定める事項を変更しようとする場合には、軽微な変更該当する場合を除き、変更許可が必要であること、また、変更許可の手続については、前条の許可の基準等を準用することとしています。

なお、事業者の実体が変わる場合は、第10条第2項第1号の事業者の氏名等の変更にも該当しますが、新たな事業者は第10条第1項の許可を受けた事業者ではないため、新たに許可を受ける必要があります。このため、太陽光事業を譲受した事業者が改めて許可申請を行わなくてはなりません。なお、太陽光事業を譲渡した事業者は、第19条第1項に基づく太陽光事業の譲渡の届出を提出する必要があります。

軽微な変更として規則に定めるものは、次のものを予定しています。

- ・事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）の変更
- ・設置事業において工事を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、

その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更（設置事業において工事を行う者に変更がある場合を除く。）

- ・ 設置事業の工程計画の変更
- ・ 太陽光事業の期間の変更

変更許可申請書には以下の書類の添付が必要です。

- ・ 当該変更に係る事前協議終了通知書の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

3 新規許可事業者は、第1項の規則で定める軽微な変更（規則で定める事項の変更を除く。）をしたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

事業計画について、規則に定める軽微な変更を行う場合は、変更内容を市長に届け出なければならないことを規定します。なお、「設置事業の工程計画」の変更については、別に規定する届出によるため、この項による届出は不要です。

（標識の設置）

第13条 第10条第1項の許可又は前条第1項の許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る太陽光事業を行っている間、当該事業区域に規則で定める標識を設置しなければならない。

本条例に基づく許可を受けて実施している太陽光事業について、当該太陽光事業の事業計画の内容及び事故発生時の連絡先を周知するため、必要な事項を表示した標識を設置しなければならないことを規定します。

（太陽光発電設備の搬入車両への表示）

第14条 許可事業者は、当該許可を受けた事業区域に太陽光発電設備を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る太陽光発電設備の搬入の用に供する車両である旨その他規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示するよう努めなければならない。当該搬入を他の者に行わせるときも、同様とする。

太陽光発電設備の搬入に当たり、当該太陽光発電設備が本条例に基

づく許可を受けた太陽光事業において使用されるものであることを、地域住民等が確認できるようにするため、当該搬入に使用する車両に必要な事項を表示するよう努めなければならないことを規定します。

(関係書類の閲覧)

第15条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る太陽光事業を行っている間、当該許可に関する書類等の写しを、地域住民等その他当該太陽光事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

地域住民等が、関係する太陽光事業について、必要な情報を知ることができ、適正に事業が実施されていることを確認できるよう、本条例に基づく許可申請書等の書類について、地域住民その他事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者（例、借地により農業等を行う者、太陽光発電設備に影響を受ける設備等を所有する者等）が求める場合に、事業者は当該書類を閲覧させなければならないことを規定します。

(設置事業の着手等の届出等)

第16条 許可事業者は、当該許可に係る設置事業に着手するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該設置事業を中止し、又は再開するときも、同様とする。

設置事業に着手する場合は届出を行わなければならないことを規定します。設置事業の着手のほか、中止、再開の場合についても同様に届出が必要になります。

2 許可事業者は、当該許可に係る設置事業を完了したときは、その日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

設置事業が完了した場合は、完了後10日以内に、届出を行わなければならないことを規定します。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、第10条第1項の許可又は第12条第1項の許可の内容（次項において「許可内容」という。）に適合していることを検査し、その結果を当該許可事業者に通知するものとする。

市長は、完了の届出が行われた場合に、設置事業完了の状況が、当該許可内容に適合していることを検査し、その結果を事業者に通知することを規定します。

4 市長は、前項の規定による検査の結果、許可内容に適合しないと認めるときは、当該許可事業者に対し、相当の期間を定めて、許可内容に適合するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

市長は、検査の結果、設置事業完了の状況が許可内容に適合しないと認めた場合は、当該許可内容に適合するために必要な措置を講ずることを命じることができることを規定します。

(発電事業の開始等の届出等)

第17条 許可事業者は、当該許可に係る発電事業を開始し、又は終了したときは、その日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

許可を受けた太陽光事業について、発電事業を開始し、又は終了した場合は、それぞれその日から10日以内に届出を行わなければならないことを規定します。

2 前項の規定による終了の届出をしようとする許可事業者は、あらかじめ、当該太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じなければならない。

発電事業の終了の届出に当たり、事業者は、届出前に当該太陽光事業で使用した設備を除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じなければならないことを規定します。

3 市長は、第1項の規定による終了の届出があったときは、速やかに当該事業区域の状況を確認するものとする。

市長は、発電事業の終了の届出があった場合に、当該発電事業を行っていた事業区域において、使用した太陽光発電設備の除却等の状況を確認することを規定します。

4 市長は、前項の規定による確認により許可事業者が第2項の規

定に違反したと認めるときは、当該許可事業者に対し、相当の期間を定めて、当該太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

市長は、発電事業の終了の届出があった事業区域について、太陽光発電設備の除却の状況等を確認した結果、第2項の規定に従わず、適切な除却等が行われていないと認めるときは、事業者に対し、当該設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができることを規定します。

(報告の義務等)

第18条 許可事業者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第7号の規定により経済産業大臣に当該太陽光発電設備の運転に要する費用に関する情報の提供をしたときは、その日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。

許可事業者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第7号の規定により経済産業大臣に当該太陽光発電設備の運転に要する費用に関する情報を提供した場合（電子申請により行った場合を含む。）に、当該提供書類の写し（電子申請を行った場合については、その内容を印刷したもの）を市長に提出しなければならないことを規定します。また、廃棄費用の積立状況についてホームページ等で公表している場合は、そのURLもご提示いただきます。

2 許可事業者は、発電事業において異常又は災害が発生したときは、当該事業計画に規定する発電事業における異常又は災害の発生の際の対応の計画に基づく対応をするとともに、その日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。

許可事業者に対し、発電事業中において、太陽光発電設備等に異常

があった場合又は災害が発生した場合は、現地を確認した上で、事業計画に基づき速やかに対処し、その状況や対応の結果について市長に報告しなければならないことを規定します。

3 市長は、許可事業者が前2項の規定による報告をしないときは、当該許可事業者に対し、相当の期間を定めて、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第1項又は第2項の報告が必要な場合で、事業者が当該報告を怠っている場合に、市長が必要な報告を行うよう勧告できることを規定します。

(太陽光事業の譲渡等の届出等)

第19条 許可事業者は、当該許可に係る太陽光事業を譲渡(次条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)しようとするときは、当該譲渡をしようとする日の60日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

許可事業者が、許可を受けた太陽光事業について譲渡する場合には、譲渡をしようとする日の60日前までに届出を行わなければならないことを規定します。なお、当該太陽光事業を譲受した者(第20条第1項に規定する地位の承継の場合を除く。)には、当該太陽光事業を譲渡した者のこの条例の規定による地位は承継されないため、第10条第1項の規定による許可を受ける必要があります。

2 許可事業者は、当該許可に係る太陽光事業を廃止したときは、その日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

許可事業者は、許可を受けた太陽光事業を廃止した場合は、廃止した日から10日以内に届出を行わなければならないことを規定します。

3 前項の規定による届出をしようとする許可事業者は、あらかじめ、当該太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じなければならない。ただし、太陽光発電設備の除却については、当該太陽光発電設備が当該事業計画に定めた耐用年数に達しておらず、かつ、当該事業区域において他の事業者

が第10条第1項の許可を受けて当該太陽光発電設備に係る太陽光事業を行う場合は、この限りでない。

許可事業者は、前項の届出を行う前に当該太陽光事業で使用した太陽光発電設備について除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じなければならないことを規定します。なお、設置されている設備が耐用年数に達しておらず、継続して使用できる状態であって、他の事業者が本条例による許可を受けて太陽光事業を行う場合は除却せず使用できることを規定します。

4 市長は、第2項の規定による届出があったときは、速やかに当該事業区域の状況を確認するものとする。

市長は、太陽光事業の廃止の届出があった場合に、当該太陽光事業で使用した太陽光発電設備の除却等の状況を確認することを規定します。

5 市長は、前項の規定による確認により許可事業者が第3項の規定に違反したと認めるときは、当該許可事業者に対し、相当の期間を定めて、当該太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

市長は、太陽光事業の廃止の届出のあった事業区域について、太陽光発電設備の除却の状況等を確認した結果、第3項の規定に従わず、適切な除却等が行われていないと認めたときは、事業者に対し、当該太陽光事業に使用していた太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じることを命じることができることを規定します。

(地位の承継)

第20条 許可事業者について相続、合併又は分割（当該許可に係る太陽光事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続す

る法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る太陽光事業の全部を承継した法人は、当該許可事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

許可事業者に相続等があったときは、相続人等が、当該許可事業者のこの条例の規定による地位を承継することを規定します。この場合において、相続人は、第10条第1項、第12条第1項の規定による許可を受ける必要はありません。また、第19条第1項の規定による届出も不要です。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、当該許可事業者が付された一切の許可条件を遵守しなければならない。

本条例における許可事業者としての地位を承継した者は、被承継者が許可の際に付された許可条件を遵守しなければならないことを規定します。

3 第1項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、その承継の日から起算して10日以内に、市長に届け出なければならない。

本条例における許可事業者としての地位を承継した者は、承継した日から10日以内に市長に届け出なければならないことを規定します。

(措置命令)

第21条 市長は、許可事業者が太陽光事業を当該許可に係る事業計画に従って行っていないと認めるときは、当該許可事業者に対し、当該太陽光事業の中止を命じ、及び相当の期間を定めて、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

許可事業者が太陽光事業を、許可を受けた事業計画に従って行っていないと判断される場合について、市長が当該事業者に対し、当該太陽光事業の中止を命じ、事業計画に従っていないと認められる箇所の是正のため必要な措置を講ずるよう命ずることができることを規定します。

2 市長は、第10条第1項又は第12条第1項の規定に違反してこれらの規定による許可を受けずに太陽光事業を行った者に対

し、当該太陽光事業の中止を命じ、及び相当の期間を定めて、当該太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

本条例が適用される太陽光事業を必要な許可を受けずに行っている者に対し、市長が当該太陽光事業の中止、使用している太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を命ずることができることを規定します。

3 市長は、許可事業者が行う太陽光事業が第11条第1項各号のいずれかに該当しないこととなったとき又は許可事業者が同条第3項（第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反したときは、当該許可事業者に対し、当該太陽光事業の中止を命じ、及び相当の期間を定めて、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

許可事業者が行う太陽光事業について、当該太陽光事業が第11条第1項に定める許可基準に該当しないこととなってしまったとき、又は同条第3項により市長が許可の際に付した条件に違反したときは、許可事業者に対して、当該太陽光事業の中止を命じ、違反を是正するための措置を講ずることを命ずることができることを規定します。

4 市長は、第18条第3項の規定による勧告を受けた許可事業者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該勧告を受けた許可事業者に対し、当該太陽光事業の中止を命じ、及び相当の期間を定めて、当該勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

許可事業者が第18条第1項又は第2項による報告をせず、同条第3項により報告について勧告されたにもかかわらず、依然として必要な報告を行わなかった場合は、事業の中止を命じるとともに、報告を行う等の必要な措置を講ずることを命ずることができることを規定します。

(許可の取消し等)

第22条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

この条例による許可を受けた太陽光事業について、市長が許可を取り消すことができる要件を規定します。

(1) 不正な手段により、第10条第1項の許可又は第12条第1項の許可を受けたとき。

許可の取消しができる要件として、偽り等の不正な手段により許可を受けた場合を規定します。

(2) 第10条第1項の許可又は第12条第1項の許可を受けてから1年以内に当該許可に係る設置事業に着手せず、又は引き続き1年以上太陽光事業を行っていないとき。

許可の取消しができる要件として、許可後1年以上設置事業に着手しない場合を規定します。なお、変更許可を受けた場合は、当該許可を受けた日から1年に変更されます。また、太陽光事業着手後、1年以上の期間、継続して太陽光事業を行っていない場合を規定します。

(3) 第11条第2項第4号から第6号までのいずれかに該当することとなったとき。

許可の取消しができる要件として、事業者が、第11条第2項第4号から第6号に規定する、市長が許可をしてはならない要件として定める事項に該当することとなった場合を規定します。

(4) 第12条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに太陽光事業を行ったとき。

許可の取消しができる要件として、許可内容に変更があったにもかかわらず、変更許可を受けずに太陽光事業を実施している場合を規定します。

(5) 第16条第4項、第17条第4項、第19条第5項又は前条第1項、第3項若しくは第4項の規定による命令に違反したとき。

許可の取消しができる要件として、設置事業完了時の状況が許可内容に適合していない場合や発電事業の終了、太陽光事業の廃止に伴い、

事業者が当該太陽光事業で使用した設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じない場合に出された命令、第21条の措置命令（第2項を除く。）に事業者が従わないときを規定します。

(6) この条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったとき。

許可の取消しができる要件として、条例により義務付けられる報告等について虚偽記載等の不正行為があった場合を規定します。

2 市長は、前項の規定による許可の取消しを受けた事業者に対し、当該太陽光事業の中止を命じ、及び相当の期間を定めて、当該太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

市長が、この条例による許可を取り消された事業者に対し、当該許可を取り消した事業の中止を命じた上で、使用していた太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を命じることができることを規定します。

（違反事実等の公表）

第23条 市長は、第16条第4項、第17条第4項、第19条第5項、第21条若しくは前条第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に違反したとき又は同条第1項の規定により許可の取消しをしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令に違反し、又は当該許可の取消しを受けた事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該命令の内容又は当該許可の取消しの理由

設置事業完了時の状況が許可内容に適合していない場合や発電事業の終了、太陽光事業の廃止、許可の取消しに伴い、事業者が当該太陽光事業で使用した太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために

必要な措置を講じない場合に出された命令、第21条の措置命令に事業者が従わないとき、又は事業者が許可を取り消されたときについて、市長が当該事業者の氏名及び住所並びに命令等の内容について公表できることを規定します。

2 市長は、事業者がこの条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるとき（前条第1項の規定により許可の取消しをした場合を除く。）は、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該事業者が行った不正行為の内容

事業者がこの条例の規定に基づく届出等について、虚偽記載等の不正行為を行ったと認められたときに、市長が当該事業者の氏名及び住所、不正行為の内容を公表することができることを規定します。

3 市長は、前2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第1項又は第2項の公表に当たっては、あらかじめ事業者に対して、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならないことを規定します。

（太陽光発電設備の廃棄）

第24条 抑制区域において太陽光事業を行う者は、除却した太陽光発電設備を廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び環境省が定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、自らの責任において適正に処理しなければならない。

許可事業者に限らず、抑制区域内で太陽光事業を行う者は、いかなる事由により太陽光発電設備を除却した場合であっても、再利用を行わず廃棄するときは、関係法令等に従い処理を行わなければならない

責務があることを確認的に規定するものです。

(立入調査等)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、抑制区域内において太陽光事業を行う者に対し当該太陽光事業に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所、事業所若しくは事業区域に立ち入らせ、太陽光事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

市長が、太陽光事業を行う者に対し、当該太陽光事業に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に営業所、事業所、事業区域に立ち入らせ、太陽光事業に関する事項についての調査や関係者に対して質問をさせることができることを規定します。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

立入調査をする職員は、その身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは提示しなければならないことを規定します。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第1項の規定により付与された立入調査の権限は、本条例の施行に関することに限定され、犯罪捜査の権限が付与されたものではないことを規定します。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

この条例に定める事項のほか、施行に関し必要な事項を市長が別に定めることを規定します。

3 改正条例の施行について

本年12月野田市議会定例会に上程し、議決をしていただいた場合は、令和6年1月1日から施行することを予定しています。

4 経過措置等について

改正後の規定中、第8条から第23条までの規定については、施行の日において、既に改正前の条例第8条第1項の事前協議を開始している太陽光事業及び平成31年3月31日以前にされた特定契約の申込みをした者が行う発電事業については、改正前の条例の規定によるものとします（附則第2項）。

なお、改正前の条例の規定の適用対象外である平成31年3月31日以前に開始された発電事業及び改正条例の施行の前日に設置事業に着手した発電出力が10キロワット以上30キロワット未満の太陽光発電設備に係る太陽光事業については、第8条から第23条までの規定を適用しません（附則第3項）。

また、施行の日において既に、事業を実施することを予定した土地の売買契約又は賃貸借契約が締結されている場合については、新条例第8条第1項に規定する相談について速やかに行うよう規定します（附則第4項）。